

## 日本知財学会第 10 回年次学術研究発表会 セッションレポート

1. 作成者	知財 PeCo 久米川梓（エレコム株式会社） 鳥居直美（積水化学工業株式会社）
2. テーマ	知財教育分科会セッション ラウンドテーブル「知財教育とは何か。何が問題か。」
3. レポート	<p>今回は登壇者から 2 件の話題提供があり、それぞれ約 1 時間ずつ会場内の参加者も加わり活発な議論が行われた。</p> <p>【論点 1】 3 年連続パテントコンテスト等での支援対象となった旭川工業高等専門学校の谷口様より「知財教育にまつわる法的問題」として、未成年者が発明者となる場合の問題点について説明がなされた。民法の規定により、未成年者が法律行為を行うためには法定代理人の同意を得なければならないが、特許公報に発明者として氏名が掲載される際には法定代理人も一緒に掲載され、個人情報公表されることになってしまう。そこで、出願に関わる未成年者保護のシステムづくりが必要性的について参加者と一緒に議論がなされた。また、未成年者については①権利の帰属や②契約の同意等、さまざまな問題があることが指摘された。特許庁をはじめ、まだまだ認識されていない問題点も多く、いろいろな場で問題提起していくことが大事であると共通認識がもたれた。</p> <p>【論点 2】 三重大学教育学部の松岡様より「知財教育の中身と推進を誰が担うか」として、学校教育においてどの教科で何をどこまで教え、相互にどのように連携させていくのか確立されていない点が指摘された。どの教科で教えるかについては、①韓国では技術科で行っており、中韓台等各国での取り組みが参考になるとの提案や、②学校現場では著作権から入りやすい、等の意見があった。現状は、「知財マインド」というよりも「知財モラル」が先行しているとの指摘もあり、各国での特徴的な試みを参考に諸外国と情報交換をしながら「知財教育学」を確立させていく必要性が再認識された。</p>